

平成28年度入札制度の見直し等について（水道局）

- 対象工事…水道局が発注する電気、電気計装、機械設備工事
（建築電気設備工事、建築機械設備工事を除く）

※これ以外については、小樽市公表の「平成28年度入札制度の見直し等について」の取扱いに準ずる。

1 低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、調査基準価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

(現行) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(55%)
＋機器費(87.5%)＋設計技術費(70%)＋据付間接費(70%)

(改正) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(90%)＋一般管理費等(55%)
＋機器費(89.5%)＋設計技術費(70%)＋据付間接費(70%)

※ただし、その合計額が10分の9を超える場合にあっては10分の9の額と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7の額とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの額の範囲内で適宜の割合とする。

2 最低制限価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、最低制限価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

(現行) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(55%)
＋機器費(87.5%)＋設計技術費(70%)＋据付間接費(70%)

(改正) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(90%)＋一般管理費等(55%)
＋機器費(89.5%)＋設計技術費(70%)＋据付間接費(70%)

※ただし、その合計額が10分の9を超える場合にあっては10分の9の額と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7の額とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの額の範囲内で適宜の割合とする。

3 適用期日

平成28年6月1日以降公告の入札から適用とする。

※「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」、「機器費」、「設計技術費」及び「据付間接費」の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領等の例によるものとする。

- 北海道建設部の下水道請負工事工事費積算要領（電気設備編）並びに同積算基準
 - 北海道建設部の下水道請負工事工事費積算要領（機械設備編）並びに同積算基準
- *なお、「一般管理費等」には、『保証経費』を含みます。

問合せ先

小樽市水道局総務課 電話 0134-32-4111 内線 554
(直通) 0134 - 32 - 1171

〒047-0024 小樽市花園2丁目11番15号 FAX 0134-27-0695